



市民が安心してかかる市立総合病院に で医療サービス、職員の労働条件はどうなるの？

地方公営企業法
全部適用

採算性優先では、医療サービス低下 職員の労働条件の悪化招くことになるなど問題

日本共産党

- ・国の福祉切捨て政策のもとで、社会保障費削減が根底にある。
- ・今国民は、年金、医療、介護の負担増で大変な状況。医療費の負担を軽くし、安心して病院にかかるようにならねばならない。
- ・職員への全部適用についての説明も不十分で、不安な声もある。患者や職員からアンケートもとり、意見を聞き、改革を。
- ・全国の全部適用の状況はマイナスも多い。埼玉県では、年間百二十億円の操入金を九十億円に削減。他でも、労務管理の強化、不払い残業の横行、人員削減、給食などの民間委託等、影響が出ている。
- ・市立総合病院の全部適用は、経営の効率化が最優先され、予算の縮小や、人員削減の方向に進み、医療サービスの低下、職員の労働条件の悪化を招く。



日本共産党青梅市議団報告
No. 349 2004.5.27

齊藤 光次 Tel 22-8715 Fax 22-7463
藤野ひろえ Tel 76-1670 Fax 76-2024
西村れい子 Tel 74-4459 Fax 74-7273

青梅市立総合病院の運営に関する問題を審査する、議案第四十号等審査特別委員会が、五月十三日と十九日に開かれました。委員会審査に先立ち、四月二十一日、二十二日には、公営企業法を全部適用している埼玉県病院局と千葉県旭市の総合病院国保旭中央病院の視察もおこなわれました。現在、青梅市立総合病院は、「財政規定」のみの一部適用となっていますが、「組織規定」と「職員の身分取扱規定」を含む全部適用をしようとするもので、条例案は可決されました。

今なぜ全部適用か

病院・市側の説明の概要

- ・国の財政ひっ迫で、年金、医療、介護など高齢者が増加の中、社会保障費が増えている。医療費の削減が必要。自治体病院の半数以上は赤字。
- ・病院事業管理者を置き、権限と責任をもたせ、効率的・運営・経営が可能。
- ・職員の身分は、地方公務員で変わらない。事務職員は、市からの出向。
- ・給与は、新たな条例、規則で定める。
- ・新たに労働組合を結成し、労働協約を締結することができる。
- ・議会との関係は、予算の決定、決算の認定はこれまでと同様。
- ・契約の締結、財産の取得など議会の議決を要しない。

全国1006の自治体病院のうち
全部適用の病院数

経営主体		
都道府県	229 のうち	113
政令指定都市	34 のうち	7
市	274 のうち	30
町 村	330 のうち	9
一部事務組合	139 のうち	2
計	1006	161